

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

| | | | |
|-----------|---|---------|-------|
| No | 1 | 府 省 庁 名 | 国土交通省 |
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他</u> （都市計画税） | | |
| 見直し項目名 | 物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の縮減 | | |
| 見直し内容（概要） | <p>【現行制度の概要（特例措置の対象等）】 物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る固定資産税等を軽減する。</p> <p>【見直しの内容】 事業用資産のうち、倉庫及び附属機械設備について、新たな総合物流施策大綱を踏まえ所要の要件を見直すとともに、貨物用鉄道車両及び貨物搬送装置について、期限の到来をもって廃止する。</p> | | |
| 関係条文 | <p>地方税法附則第15条第1項 地方税法施行令附則第11条第1項～4項 地方税法施行規則附則第6条第1項～第12項、第37項、第38項 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第2条、第4条、第7条</p> | | |
| 増収見込額 | <p>[平年度] — (▲1544.3)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p> | | |
| 廃止又は縮減の理由 | <p>総合物流施策大綱（2021年度～2025年度）（令和3年6月15日閣議決定）において、新型コロナ等を契機として、より先鋭化・鮮明化した物流の諸課題に重点的に取り組むため、「物流DXや物流標準化の推進によるサプライチェーン全体の徹底した最適化」及び「労働力不足対応と物流構造改革の推進」等の観点から、関連する施策を強力に推進していくこととしているため。</p> <p>また、鉄道事業者における貨客混載の事業化に向けた取組は着実に進むことが見込まれるものの、コロナ禍で旅客収入が減少する等の理由により、新規車両等の新たな投資を要する本税制の適用は、現時点では見込まれないため。</p> | | |